

大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会部会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、部会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、規約第3条の大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の事業に関し協議会の会長（以下「会長」という。）の要請に答え、又は会長に意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 部会は、規約第4条第1項第1号から第4号までの代表者から推薦を受けた者及び会長が指名した者（以下「部会員」という。）で構成する。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、部会員のうちから会長が指名する。

2 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、部会員の過半数の出席をもって成立する。

3 部会員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を会議に出席させることができる。

4 会議の決定は、原則として出席者全員の合意によるものとする。ただし、部会長が特に必要があると認めるときは、出席者の過半数の合意をもって決定することができる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、又は意見を聞くことができる。

(アドバイザー)

第6条 部会にアドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会商業部会 委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	大船渡市	副市長	角 田 陽 介	
2	大和リース株式会社	岩手支店長	池 田 康 二	
3	大船渡商工会議所	事務局長	新 沼 邦 夫	
4	さいとう製菓株式会社	専務取締役	齊 藤 和 典	
5	株式会社エルスール大船渡	代表取締役	及 川 廣 章	
6	株式会社サクラダ	支配人	今 野 廣 己	
7	(仮称)おおふなと夢商店街株式会社	代表者	伊 東 修	
8	(仮称)株式会社マイヤ復興グループ 代表者 株式会社マイヤ	取締役副社長	金 野 栄 一	
9	(仮称)株式会社海来	代表者	新 沼 崇 久	

○アドバイザー

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	一般社団法人東日本未来都市研究会	コーディネーター	橋 詰 健	